



にしかわ 春報

6月25日号

No. 138

昭和50年

毎月 10日・25日発行

発行所 新潟県西蒲原郡西川町役場

印刷所 北洋印刷株式会社



子供の世界

大人へのあこがれ

<ままごと遊び>

幼い子どもがいつでも、どこでも行うあそび。皿になったりごちそうになったりす草や木の葉がお客さんの訪問、あいさつ、時には夫婦の会話などのまねごとがつづく……。ふだん知らず知らずのうちに見たり聞いたりしている家庭での生活がでてくる。話のしかたや立居ふるまいに思いがけない姿がでて反省させられる親たちもある。子どもたちの遊びのなかでの社会勉強である。こうして子どもたちは成長してゆく…。

(ふるさとのあそびより)

町の人口

()内は4月との比較

人口10,532人(+11人)
男 5,114人(+7人)
女 5,418人(+4人)
世帯 2,273世帯
(+4世帯)
5月末日現在

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	日
火	月	土	金	木	水	火	月	土	金	木	水	火	火	曜	
あつせん委員会							キッ ツチン カー 巡回	キッ ツチン カー 巡回					助産婦 打合せ 会	行	
														事	

行事予定



七月

水道事業 苦しい水道事業

4カ年計画で浄水場拡張工事

施設能力に限界

二倍近い給水に

水道は、私たちの文化生活にとってかかすことのできないものです。しかも社会生活が盛んになるに従って水道の水を使う量は昔にくらべものにならないほど増えてきています。

西川町の水道は、昭和十九年に菅根地区の一部を給水区域として、給水人口三千五百人、一日最大給水量五百二十五立方メートルの水道として発足しました。

その後、昭和三十一年と三十七年にそれぞれ給水区域を拡げて、現在では上水道として全町に給水をしていきます。

現在の浄水場は、升湯地区へ給水を開始するときに計画されたもので、一人一日最大給水量を百五十リットルと見込み、一日最大千八百立方メートルを給水できる施設能力となっていました。

しかし、生活の向上によって水の必要量は毎年十割近く増えつづけています。そのためこのまきの施設ではもうやっていけないような状態となりかけたので、町では今年から四年計画で第三次拡張事業「浄水場建設事業」を行うことになりました。

こうした事業をすすめることは、多額の資金と労力技術が必要となり町民の充分なご理解、ご協力をいただく機会にもなりません。

この機会に一度町の水道事業の実態と問題についてお知らせして一緒に考えていただきたいと思います。

まず、町の水道の状況について(数字グラフ)でごらんください。

最近までの十年間の一日当り最大給水量と平均給水量の実績です。毎年約十割の危険が予想されます。

「きれいな水を豊富に」という水道の目的のために、現在の浄水場の施設を拡張する必要が迫られて計画された事業ではありませんが、もう一つの原則の「安く」という点にいろいろと問題が生じてきます。

水道事業については、独立採算の原則が法律で決められています。これは「水道にかかる経費は、原則として料金で賄え」ということです。

昭和四十八年度の水一立方メートルをつくる費用は次のとおりですが、この年の後半

「きれいな水」を供給するには

工場排水や下水のたれ流し等毎日の新聞を賑わしているように、年々川の水は汚れています。

水道はこうした危険から町民の安全を守るために必要な施設です。そのため水道に使う水質については、法律によってきびしい検査が義務づけられています。

町の水道でも、企業団の原水の取水地点と、パイプで送られてくる原水を浄水場で取入れる地点、更に浄水場排水や下水のたれ流し等毎日の新聞を賑わしているように、年々川の水は汚れています。

水道はこうした危険から町民の安全を守るために必要な施設です。そのため水道に使う水質については、法律によってきびしい検査が義務づけられています。

町の水道でも、企業団の原水の取水地点と、パイプで送られてくる原水を浄水場で取入れる地点、更に浄水場排水や下水のたれ流し等毎日の新聞を賑わしているように、年々川の水は汚れています。

十年後をめぐりに拡張工事計画

新しく計画している浄水場は、矢島踏切附近の大字槇島地内、一万三千九百九十三平方メートル(四、三三三坪)の用地を買収し、一日当り五千立方メートルの能力を有する施設を建設することになります。

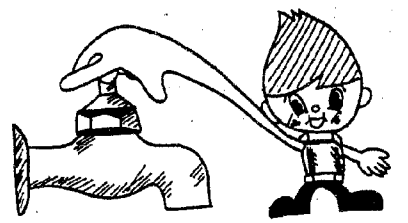
計画では、昭和六十年を目途として給水人口二万人、一人一日当り最大給水量を四百二十五リットルと見込んで、高遠沈澱池二池、急速濾過池三池を有する国の施設基準による浄水場を建設するものであり、総経費七億八千万のうち七億七千万円の企業債による借入れを予定しています。

現在西川を水源としている関係六町村の水利用は○五九六リットルで、今後これ以上に上水道の配水量が増加すると、水利権を増やさなければ賄うことが出来なくなります。

そこで、現在関係の市町村では、昭和六十年以降に必要な水道用の水量の確保を清津ダム(中魚沼郡津南町)に求めようとする検討をすすめています。

そこで単独の町村の力ではとても無理なことから、

限りある水の節約



水道事業の決算状況 千円

項目	昭和48年度		昭和47年度	昭和46年度
	金額	割合	金額	金額
料 金 収 入	24,866	88.7%	22,781	21,201
その他の収入	3,158	11.3	3,523	3,354
収入合計	28,024	100	26,304	24,555
人 件 費	8,195	34.7	6,883	5,955
原 水 費	2,592	11.0	2,124	1,530
浄水配水費	6,246	26.5	4,419	4,921
総係費	383	1.6	220	225
減価償却費	2,506	10.6	2,465	2,384
支 払 利 息	2,286	9.7	2,530	2,633
その他費用	1,405	5.9	1,743	2,586
支出合計	23,613	100	20,384	20,234
差 引 利 益	4,411		5,920	4,321
利益のうち建設当り	3,616		2,944	3,266
改良費	795		2,976	1,055
再 生 利 益				
有 収 水 量	599,850		529,169	472,661

町村を超えた広域化が望まれています。

県では、一応水系別の広域化を考えていますが、町村毎にその利害が違ふことからはなかなかむずかしい、昭和四十二年当時は西川水

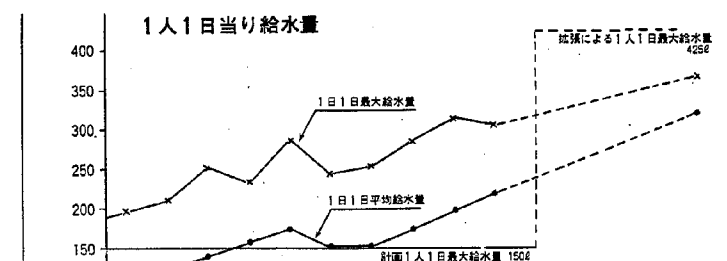
系六町村の広域計画が作られました。関係町村の意見が一致せず実現できなかったことがありますが、このことは長期的な見通しと関係町村の協力が必要となります。

このように「コップ一杯の水」でも大変な経費がかかっています。

みなさんは、水道を使う場合水をムダに使っていませんか？

1立方メートル当り給水原価

昭和48年度	昭和47年度	昭和46年度
13.66	13.01	12.60
3.81	4.78	5.57
4.18	14.66	5.04
15.72	13.36	14.36
37.37	35.81	37.57



年 度	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
1人1日当り(4)最大給水量	199	213	256	235	283	245	253	275	318	314	323	333	344	354	364
1人1日当り(2)平均給水量	110	125	134	159	174	157	153	172	199	223	241	252	267	277	289
1人1日当り(2)最大給水量	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	425	425	425	425	425

町長直通 312

電話で町長とお話してみませんか!!

よりよい西川町とするため毎月一回町長と町民のついで電話でお話できます。

みなさんも町の事で「お電話」

毎月第一火曜日 7月1日

お話できる日時

毎月第一火曜日(七月は一日)午後五時から五時二十分まで

電話 三三二二番

区長、先進地視察

区長、囑託ター、交員、部落長さん、通公園等の先進地視察研、主に視察研修修が去る五月二日しました。

十八日、安田町福祉センターへ行なわれまし。

今回、は、発、展する、安田町の、総合、開発、画、福、社、セン

年金シリーズ 1

いまなら間に合う

失いかけたあなたの受給権

「保険料を滞納しているからもう年金は受けられない」みなさんの中にこんなアクラマの早い人はいませんか。たしかに国民年金の老令年金を受けるためには、保険料を納めた期間が二十五年以上(生年月日により十年から二十四年に短縮される)あることが必要ですが、保険料が納められず、納められなく

なりますので、長期間、月一カ月につき九〇〇円(ただし、四十八年)の強制的加入期間に限り、受給権を確保するようおすすすめします。

ある人も未納期間を穴埋めすることにより満額の年金を受けとることができ、このような機会を二度とおとすまい。ぜひこの機会にあな

また、受給権を確保している人で未納期間の

くわしいことは、役場住民課におたずねください。

新一年生の学習としつけ

「教師と母親とで語る」



神保先生



石田先生



清野先生

はじめて小学校新一年生になられたごどもさんをもつお母さん方は、ごどもさんの勉強、しつけ等いろいろな心配をいられると思いますので、今回新一年生の担任の先生方とお母さん方を話し合っていました。

宿題の考え方と必要性

▲子供がはじめて学校へ入ったのですが、宿題があっても宿題をしないで遊びに出て、おこってもどうしようもないんです。
親としておこり声も出しくなるんですが、初めどういうふうな勉強させたらよいでしょうか。

清野先生 宿題というのは学校でやり残ったものを家に持ち帰ってやらせるのではなく、子供が家庭でも一定時間やる習慣をつけさせるために教師側で配慮しているんです。
「残ったものを家でやらせては」と思っています。

例えば一年生では、アイウエオとか、簡単な色ぬりと見てもらわなくてもできるものをだすようにしています。

宿題を押しつける感じではなく、子供に勉強する時間をお母様がきめて、必ずしも学校から帰ったらすぐというのではなくともよいと思います。

一年生位だと学校での授業は身体的にも精神的にもつかれると思えます。だから家に帰って宿題をやらせるというところは控えています。

明確にいうのは遊び、家庭帰ったテレビを見る前にやるとか、生活のリズムといたいですね。

石田先生 私は、まだ五月だし、子供もつかれると思いい余り宿題を出してはいけません。

子供にも能力差があり、だまっていってもどんなやると、同じ問題をだしても何んとかしなればならぬ子供もいるので、だした方がむずかしいんです。

家に帰ったら大いに遊ばせ、社会性を伸ばすのも大事だと思えます。

神保先生 宿題の考え方をここで考えてみる必要があるんじゃないかと思えます。



宿題という机にむかひ読み書きと大人は考えるが、入ったばかりの一年生は宿題は早すぎると思えます。

とにかく習慣づけの時です。帰って来たから今日の出来ごとを聞いてやり、子供の一日の状態を認めてやるのが第一であると思えます。

先生の言うことをよく聞いたかとか、そして少しでもよいところがあったらほめてやるのが大切でありそこら出発すべきではないでしょうか。

石田先生 学校で家のこと話すのも一つの勉強です。神保先生 机にむかひだけではなく、まだわりと個人的な自己本意の生活が多い

と思うんです。それがだんだん社会的にのびていくわけですので、広く友達を求めるのはそれほど社交性がでるわけがないですけれど、少しづつ友達を求めていかせてあげたいものです。「お友達と少し遊んでごらん」というふうに友達のところへ行

かせることも大事だと思えます。大勢の前でしゃべれない、友達を持っていない子は、どうしても引込まれてしまいます。「うんと遊んでおいで、たくさん友達をつくって」というふうにした方がよいようです。これが、又中学年、高学年になると段階的に変ってきますけれども……。

家庭だんらんの中にも

学校のことを

親が学校のことを聞きたいと思っても、帰ってくる友達と遊ぶ約束をしながら帰ると聞かぬうちにランドセルをポンと投げ捨て遊びにいってしまいます。女の子は割合と言いますが、女の子は言わないよ、男の子は言わないよ、男の子は言わないよ、男の子は言わないよ、男の子は言わないよ……。



中沢トミ子さん



高木リツ子さん



赤川真子さん



川合鏡子さん



渡辺ツタエさん



南井六津子さん



石井栄子さん

最初の頃は勉強しないのが気になりましたが、ある日新聞でおとなしい子よりきかない子の方が自発性が見られていいと書いてありました。

長していきいます。大事なことはやらせてあげます。一時間の中でこれとこれだけだと思えば、その時に集中的にさせます。それがやっぱり一つのしつけです。

神保先生 それから意外とやりっぱなしの子が多いんです。親がすれば簡単なのですが、ここにきれいな母性がないで、子供が散らかすの

を小言を言いながらバツときらいにしてしまおうと、あれはむづかしい子供に悪

いですがね。上手に子供にさせる癖をつけるようにしたらよいかと思えます。

わからぬように入れて食べなうと、調理の工夫がほしいと思えます。

清野先生 学校の給食の間は、明かるい社交性の育成の場です。

叱るだけでなく

よいことはほめるように

神保先生 みんなが余り立派な子を褒めたいがききすぎるのではありませんか。

一年生はそれが普通です。それを見つけた場合にその子をほめてやるんです。それがよいことだと思いつくことがあつたらしく思います。子供は叱られるよりほめられた方がよいのです。しかし、五分もすると願われるがそれを繰り返しながら成長していきいます。

神保先生 一年生で「先生おしっこ」と云うから、おしっこがどうしたのというんです。自分で行動したいことをはっきりと最後まで言わなければならぬんだと云うことで、「おしっこがどうしたの？」「行きたくらいから行ってください。」

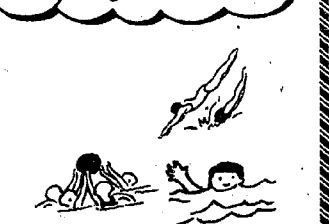
神保先生 一年生で「先生おしっこ」と云うから、おしっこがどうしたのというんです。自分で行動したいことをはっきりと最後まで言わなければならぬんだと云うことで、「おしっこがどうしたの？」「行きたくらいから行ってください。」

神保先生 たえず「はい、はい」というか、家であったら食べないものは、学校でもたべたがらないというです。家庭でもすききらいをいわないで、なんでもたべるようになり、なんでもたべるといいたいと思います。大変もうまうまといひたいと思います。

一年生では、献立の名前を覚えることになっていきます。「きょう給食で何を食べてきたの」と時には聞いてみることもよいと思えます。

では、このへんで終りにしたいと思えます。大変もうまうまといひたいと思います。

暑い夏はプールで!!



きたる29日(日曜日)から次により町民プールの使用を開始します。使用区分
平日 午前9時から12時まで 特別許可団体
午後1時から4時まで 曾根小学校児童
午後5時から7時まで 一般町民
休日、祭日 午前9時から午後7時まで 一般町民、特別許可団体
※ただし、競技大会、講習会などの開催の場合は変更することがあります。





あっせん売買で(農地) 特別控除額五百万円に

この事業は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農用地区域内にある農地の移動が経営規模の拡大や、農地の集約化等、農地保有の合理化に役立つよう農委委員会で「あっせん」をおこなうものが対象となります。

「あっせん」によって農地の移動が適正な方向に進むよう、また農地を手放し

農地を買受ける農家の場合、あっせんによる要件を満たしていればあっせんを受けられます。

あっせんを受けるには

他人も、税金の控除等、安心できるようにこの事業が生まれました。

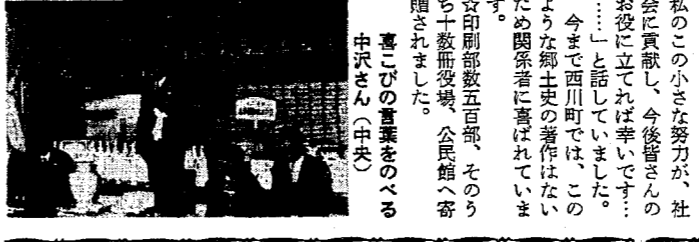
矢島部落の伝説などを本に

去る六月七日と二十数年ぶりに日西川庄におこった矢島部落の伝説や昔話、風俗等を収録した「矢島今昔」出版。

この単行本「矢島今昔」には、「矢島の起源とその開かれ、有志伝説」「矢島のおやじ(庄)」「矢島部落の発展」「明治、大正期の矢島のくらし」等が収録されています。

また、「治水記念碑」など、矢島部落の歴史をたどるための資料も豊富に収録されています。

矢島部落の伝説や昔話を集めた「矢島今昔」は、矢島部落の歴史をたどるための貴重な資料です。



梅雨時の交通事故に注意

いつ晴れるとも知れない梅雨空。六月といえば、ジメジメとした梅雨の季節です。

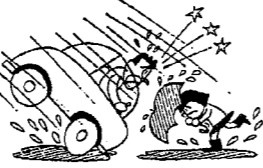
あり日本列島はスッポリと雨のなかに包まれてしまっています。

降雨時にももちろん雨がやんでも湿度が返って高いため、肉体的な不快感から精神的にイライラした感情が高まります。

また、ドライバーをはじめ歩行者が、雨のために視界を妨げられ、その上に路面がぬれているため、滑りやすくなり、思わぬ事故に巻き込まれる危険があります。

よく防衛運転といわれますが、これは自己の安全を図るというだけでは、歩行者や自転車などの交通についても保護する運転をいいます。

晴天の日のアスファルトやコンクリート道路における摩擦係数は通常〇・六〇・八といわれ、これが雨でぬれている場合は〇・三〇・四となるそうです。



豆記者 ルホ

夏の終り頃から家の庭先で「リン」「リン」と澄んだ美しい音色で鳴くスズ虫。ここ数年の間に、農業や環境の変化などにより、ほとんど姿が見られなくなった中で、自宅で飼育しもう10数年もスズ虫に囲まれた生活を楽しんでいる人がいます。

この人は、六分の大滝千代吉さん(80才)(写真)。大滝さんは小の頃から小鳥や昆虫・金魚などを飼育するのが好きで、昔山手の人からスズ虫をもらい美しい鳴き声に魅せられたのがきっかけで始めたという。今飼育器の中には、6千四余りの成虫や卵があり、一般家庭や学校、好きな人へ配られ

あっせん要件

(一) 年間一五〇日以上農業経営に従事している家族農業従事者が二人以上いる。

(二) 経営主、または後継者が農業に従事しており、今後とも農業によって自立しようとする意欲と能力をもっている。

(三) 農業経営主が六〇歳以上の場合は、その後継者が現に農業に従事しているか、または近く従事することが確実である。

(四) 農地取得後の経営面積が、西川町平均耕作面積一七〇アール以上になる。

(五) 取得した農地を農用地利用計画で示す用途区分にわたって利用することが確実である。

あっせんの手続

あっせんを希望する人は、あっせん申請書を一〇日までに提出して下さい。

(一〇日、一五日が日曜日等の場合は前日) 申請書、申請書は農委委員会で審査されます。

あっせん委員会開催日には、申出者から内容を聞いてもらいます。

あっせんを受けた場合の利益

あっせんにより、農用地内農地を取得したり、譲渡した場合、次のような税制上の優遇措置があります。

① 譲渡所得 長期短期保有地を譲渡した場合、一般の一〇〇万円に対し、あっせんを受けた場合は五〇〇万円の控除が認められます。

② 買換資産の特例 農用地内農地を買換えた場合は、買換えた資産価格が譲渡所得の課税対象から除外されます。

③ 登録免許税 登録免許税は一般の一〇〇分の五〇に対しあっせんを受けた場合一〇〇分の六に軽減されます。

④ 不動産取得税 取得した価格の額の課税標準となり方が軽減されます。

※(農業委員会あっせん決定日前の売買契約、仮登記農地の引渡し、及び金銭の支払い受領等がある場合は、あっせんは受けられません。)

あっせんにより取得した農地の農地取得資金が優先的に総借入額八〇〇万円(あっせんを受けた場合二〇〇万円)を限度として借りられます。

【参考】一〇アール当り売買価格一五〇万円は二〇〇万円位(あっせんを受けた場合一〇〇万円当り一三〇万円位の借入額)

農地売買、農地転用等、わからないことがありましたら、農委委員、または役場農委委員会に相談して下さい。(農委委員会)

これはとりもなおさずブレキをかけたときの制動距離が二倍近くかかるといふことです。もっと悪いことは、雨の降りはじめは路面の土砂やゴミがぬれてグリスと同じような状態となり、摩擦係数は通常の三分の一になるといわれています。

その上空気圧が正常でなくタイヤが膨張しては自発行為といえます。雨が強く路面に水が多くなると、タイヤによる水切りや食い込みが悪くなり、さながら水中翼船が水面を走ると同じ状態となり、スピードを上げれば上げるほどこれらの現象が起ころやすくなり、ブレーキやハンドルの全燃がなくなります。

この現象は、タイヤの摩滅、空気圧が低い場合には早く発生するといわれています。

いくら悪天候とはいえず運転の基本を守っていただけでは良いわけでは、防衛運転に徹していただくようお願いいたします。

消防本部

豪雨に備え

例年、梅雨期に入ると全国的に多量の降雨があり、局地的な集中豪雨に見舞われ、このため全国各地で災害が発生しています。

このような災害から身体、財産を守るためには、町民ひとりひとりが災害に對する十分な知識を持ち、

ふだんからいつ、どこで災害にあっても十分に対処できるように、次の点に心がけて下さい。

① 各家庭では

② ラジオ、テレビなどで気象情報や防災上の注意事項をよく聞く。

③ 万一災害が起これば、安全な避難場所及び避難経路を確認しておく。

④ 停電に備えて懐中電灯、トランジスタラジオなどを備えておく。

⑤ 大雨が降りつづいたり、テレビ

大雨が降りつづいたり、テレビ

① 河川の近くに住んでいる人は、川の水かさにご注意する。

② 避難するときの携行品を非常袋などに入れて、準備しておく。

③ 浸水のおそれのある地域は、家財道具を台の上や二階へ移す。

④ ロープや帯を用意する

⑤ 避難するときは

⑥ 電気、ガスなどの火の始末と戸締りを確実にする。

⑦ 老人、子供、病人、身体障害者、妊産婦のいる家庭では早目に避難する

⑧ 服装は軽快な行動しやすいものとし、持物は最小限にとどめる。

馬 昭和七年十月一日に馬の一言調査が行われていた馬は百八頭である。うち、おす馬七頭、めす馬百一頭という内訳である。だが、ようやく軍用化してきた時代の要求で、軍馬の徴発を予想しての調査でもあろうか。

交通量 昭和八年六月一日から三日にかけて、役場調査が行われたが、一日当たりの平均を出してみると、歩行者五七九人、牛馬十六頭、人力車一台、自転車四七台、荷車七台、牛馬車三十台、自動自転車三台、自動車(乗用)四台、自動車(貨物)三十一台となっている。

役場職員 昭和七年の役場の陣容は、三役のほか書記三人だけである。村名 明治二十二年の市町村制施行前までは、現在の大字は独立した村であった。西蒲原郡川崎屋村であった。町村制施行とともに西川以東九か村が合して鶴郷村となり、西川以西七か村が合して西川村となった。そして明治三十四年に両村が合併して鶴郷村となった。矢島、平野が「古新田」を、川崎、鶴が「郷屋」を、葉巻場が「車場」を廃したのは、大正元年十一月一日である。

昨日は今日の昔 (十 潮) 町民

過日調べたことがあった、古い書類をあさって、当時の役場に勤めていた父のメモが見つかった。

十年前一昔といふから、四昔も前の話なので、変わるのには当然だと思いが、その間を生きてきた私には古い映画でも見られたようになつた。昔のものがあつた。

ちなみに鶴郷村は、現在の鶴郷地区と巻町へ編入された中郷屋、葉巻場、割前、羽田、東上を含んだ地区であった。

予算 昭和七年度の予算は、歳入歳出とも計は、二万三千八百二十二円となっている。さしあたり現在の学童三人の一月分の学費くらいであろうか。

ヘルメット着用 義務違反にも 行政罰点「1」点

＝7月1日から＝

二輪車を運転する場合、ヘルメットを正しく着用して、交通ルールを守り、安全運転の励行に努めてください。

ヘルメットをかぶらない者を乗せて二輪車を運転したものは、行政罰点「1」点です。

ヘルメットをかぶらない者を乗せて二輪車を運転したものは、行政罰点「1」点です。

〔編集室から〕

町民の皆さんから使ってもらった『ひろば』欄ですが、このところ原稿が不足しています。老若を問わず「体験談」「や」考えていただく「夢」等をどしどしお寄せください。締め切りはありません。

投稿される場合は、七日前後でお願います。原稿には、住所、氏名を明記してください。紙上匿名は自由です。

役場総務課広報係

ぼくの作品

2年 永田 喜則



ていねいにうまうまかきました。

指導 長谷川美寿先生



あつまるもよう(デザイン)
竹やぶの中へ、ヘヤのかきまおと
しました。毛毬が「なにかおぼてき
たぞ」といって、かきまおがしにあ
つまってきましました。

お 知 ら せ

☑ 産業育成資金 ☑

貸付期間を六か月間に

西川町の中小企業者の育成振興を図るため、資金借入希望の業者に融資委員会の決定により貸し出していますが、この貸付期間の限度を四か月間から六か月間に延長することにしました。

六か月間となる貸付は七月の融資委員会で貸付決定をするものからとなります。

第二回産育資金の

申込期限 7月21日

☑ 今月の納税 ☑

☆町、県民税 第1期分

☆国民健康保険税 第1期分

◎納期限 6月30日

※納期限内に忘れずに納めましょう。



☑ 心配ごと相談 ☑

▷毎週月曜日西川荘で午後1時から3時まで

▷相談ごとは秘密、無料 お気軽においでください。

〈7月の相談員〉

- 7日 高井熊雄氏、丹羽隆清氏
- 14日 高井熊雄氏、赤川幸平氏
- 21日 高井熊雄氏、棚橋四重氏
- 28日 高井熊雄氏、内藤恵知郎氏

6~7月の衛生行事

月日(曜)	種目	対象	場所	時間	備考
6月27日(金)	3才児検診	S47.4.1~47.7.31生れ	分館	午後1.30~3.00	個人通知 母子手帳
28日(土)	乳剤配布	各部落の公衆衛生推進委員	役場	午前9.30~11.00	
28日(土)	食品衛生講習会 食品衛生協会定期総会	食品営業者全員	西川荘	午前9.30~12.00	
7月8日(火)	キッチンカー(栄養指導車)巡回	一般主婦	真田文化センター 1番町神明宅	10.00~11.30 1.30~3.00	テーマ「おべんとうのおかず」
9日(水)	"	一般主婦	新川公民館 三ツ屋農協倉庫前	10.00~11.30 1.30~3.00	

氏名	月日	世帯主	部落名
樋浦 宏	50・4・27	朋之	東町
伊藤 澄	50・4・29	サトミ	新栄町
渡辺 和彦	50・5・8	忠男	水道町
石山 早苗	50・5・8	孫蔵	朝日町
渡辺 真喜子	50・5・10	上組	上組
水沢 実	50・5・11	長作	下山
吉川 匠	50・5・13	政男	上組
渡辺 久美子	50・5・13	ハツ	新栄町
田国昭	50・5・13	実	新栄町

町民のうごき

おたんじょう

げんまな

よいらに

の届出分

五月

氏名	年	死亡月日	世帯主名	部落名
渡辺 喜三郎	79	50・5・5	秀雄	上組
高井 良子	18	50・5・6	熊次郎	真田
多賀 軍平	70	50・5・10	本人	六分
中村 トイ	88	50・5・12	照一	升岡
小林 マスエ	43	50・5・13	本人	四番町
伊藤 一誠	60	50・5・14	本人	下組
平原 作	78	50・5・18	本人	新田
安達 ツネ	68	50・5・19	一人	新田
斎藤 久松	77	50・5・23	一人	藤見町
田中 萬吉	82	50・5・26	一人	下山
小林 フヨ	86	50・5・29	弘	矢島

おくやみ

ごめんご

祈ります

氏名(旧氏名)	世帯主	部落名
新前山 惣蔵	信治郎	桑山
新川崎 孝子	孝栄	見帯
新小川 保政	一	矢島
新小川 子志	茂	新栄町
新吉川 栄雄	子一	新栄町

いづまご

未長

氏名	年	死亡月日	世帯主	部落名
近藤 直子	50	50・5・20	盛夫	学校町
伊藤 早苗	50	50・5・20	モヨ	浦村
加藤 直樹	50	50・5・20	熊治	見帯
大橋 守	50	50・5・21	八十一	西次上